

令和7年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 農業水利施設補修工モニタリング神崎幹線水路旧南5分水工水位計設置業務仕様書

第1 総則

本業務は、湖東平野地区神崎幹線水路の農業水利施設補修工モニタリングのための水位データ収集を目的に、旧南5分水工に水位計を設置するものである。

第2 施設の住所等

本施設の住所は、下記のとおり。

〒527-0046 滋賀県東近江市妙法寺町(TOPPAN(株)滋賀工場敷地内)

第3 作業時の施設及び土地への立入り

旧南5分水工(敷地含む)への立入りは、施設管理者の愛知川沿岸土地改良区を通じてTOPPAN(株)滋賀工場への立入許可(作業必要日時)を申請し、TOPPAN(株)滋賀工場から立入許可を得た後、作業を行うものとする。作業完了後はTOPPAN(株)滋賀工場及び愛知川沿岸土地改良区にその旨を報告し速やかに敷地内より退去するものとする。作業に際しTOPPAN(株)滋賀工場より条件が付与された場合は、監督職員と協議する。

作業開始日及び終了日は、監督職員に事前に連絡するものとする。

土地への立入り等に際し、TOPPAN(株)滋賀工場および発注者の許可なく土地の踏み荒らし等を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理する。

第4 作業条件

- 1 旧南5分水工の通水停止は、作業日程決定後に愛知川沿岸土地改良区に依頼する必要があるため、作業の3週間前には日程を伝えるものとする。通水停止後の分水工内は胴長等で作業可能な状態である。なお、通水停止から作業開始可能な状態には3日間の日数が必要である。
- 2 水位計設置作業時期は、令和8年1月を想定しているが愛知川沿岸土地改良区と調整し作業工程等を決定するものとする。
- 3 旧南5分水工内部への進入は、分水工天端蓋(コンクリート製)を外して梯子等にて進入すること。また、作業を行う際は、労働安全衛生法等の諸法令を遵守して行うものとする。

第5 作業項目及び数量

ロガー付き水位計(圧力式)	設置	1台
分水工蓋撤去及び新設		1式

第6 取付作業等

- 1 水位計及びデータ収集装置の取付は、別添図面のとおりであるが詳細位置については愛知川沿岸土地改良区と協議の上決定するものとする。
- 2 水位計保護管(Φ40mm)・ストレーナー等(Φ40mm、1m程度)については、サドルバンド等で固定するものとする。保護管から記録装置までの間はフレキシブル管等(Φ25mm)で接続するものとする。
- 3 データ収集装置は、樹脂製収納ボックス(屋外用)に収納するものとする。取付は、旧南5分水工外部壁としボルト等で固定するものとする。
- 4 撤去した旧蓋(コンクリート製)については、愛知川沿岸土地改良区の指定する場所に持ち込むものとする。

第7 機器仕様等

本業務で使用する機器等の仕様については、以下の性能以上のものとする。なお、圧力式水位検出器、データ収集装置及び分水工ピット蓋については、発注者の承諾を得てから設置

するものとする。

水位計(圧式水位検出器)及びデータ収集装置については、設置前1年以内に製造されたもので、未使用品でなければならない。なお、水位計の設置期間は3~5年間を想定しており十分な耐久性を持った構造・製品とすること。

(1) 圧力式水位検出器 1個

①測定範囲	0~10m
②測定精度	±0.2%FS
③温度特性	±0.09%FS/10°C
④温度補正範囲	0~30°C
⑤許容過負荷	フルスケール×4倍
⑥本体材質	SUS

(2) データ収集装置

①記憶容量	60,000個(1時間サンプリングで6.9年)
②データ回収媒体	SDカード式
③分解能	1cm又は1mmを選択可能
④電源	電池式(記録時間1時間サンプリングで340日以上)
④動作温度環境	-20°C~+55°C
⑤液晶表示	グラフによる水位が表示可能

(3) SDカード

記憶容量 32GB以上 データ収集装置に使用可能なもの。

(4) 樹脂製収納ボックス(屋外用) データ収集装置が収納でき施錠が可能なもの。

(樹脂製収納ボックスの鍵については、発注者にて支給する。)

(5) 保護管及びストレーナー 硬質塩化ビニール管等(水位計が挿入可能なもの。)

(6) フレキシブル管等 ステンレス、アルミ等の錆が発生しにくいもの。

(7) 分水工ピット蓋

内寸800mm×800mmで2分割とし、ずれ止め及び取っ手をそれぞれ設けるものとする。材質は、SUS304、t=3.0mmとする。

第8 機器の設定

- ・水位計データの収集間隔は、1時間とする。
- ・水位測定精度は、1cmとする。
- ・観測開始日時及び水位調整時の記録を提出すること。

第9 成果品

完成写真(設置前後)、承諾図書、完成図面(PDF可)、操作説明書等を作成し、紙ファイル綴じで1部提出すること。併せて納品時に操作方法の説明を行うこと。

第10 検査

水位計及びデータ収集装置の動作確認は、動作状況を記録した書類確認にて検査を行う。

第11 履行期限

令和8年3月27日(金)

第12 保証

設置後1年以内に設置及び機器製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理に応じなければならない。

ただし、機器製作会社等が別に定めた保証期間が1年以上にわたる場合にはそれを適用するものとする。

第 13 支払い

業務完了後、適法な請求を受理した日から 30 日以内に代金を支払うものとする。

第 14 環境配慮のチェック・要件化

(1) 主な環境関係法令の遵守

受注者（受託者）は、物品・役務（委託事業を含む）の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

① エネルギーの節減

・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）等

② 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）

・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）等

③ 生物多様性への悪影響の防止

・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）

④ 環境関係法令の遵守等

・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）

(2) 環境関係法令の遵守以外の取組

受注者（受託者）は、物品の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

第 15 その他

受注者は、本仕様書に定めなき事項又は本業務の履行に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者と協議するものとする。

別添図1/2

旧南5分水工位置図

分水工に行くには、改良区をとおして凸版印刷に届を提出し許可を得る必要がある。
愛知川沿岸土地改良区管理課を通して申請する。

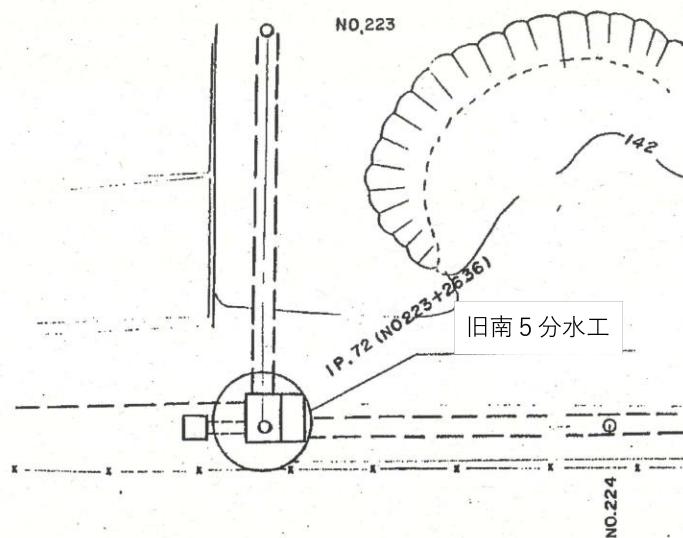


別添図2/2

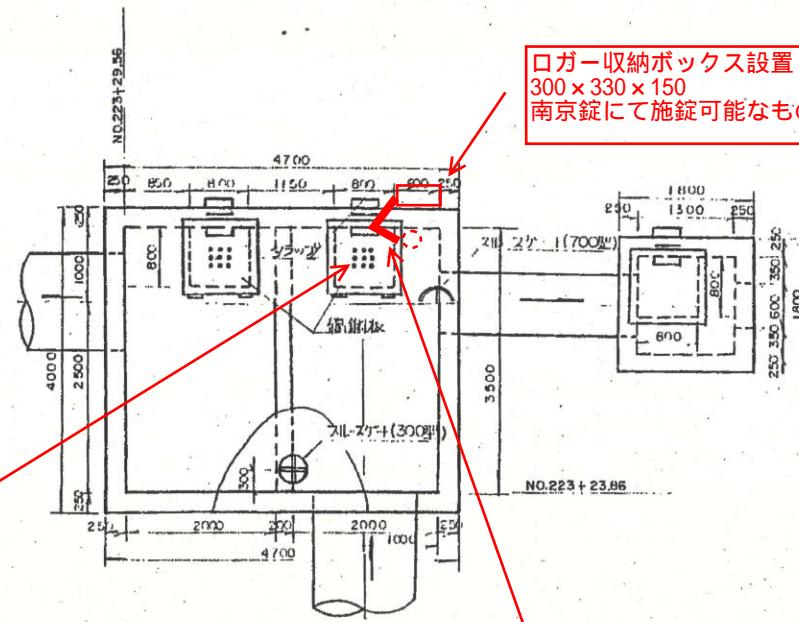
神崎幹線水路 構造図 [旧南五分水工 1/1]

1/2
旧南5分水工

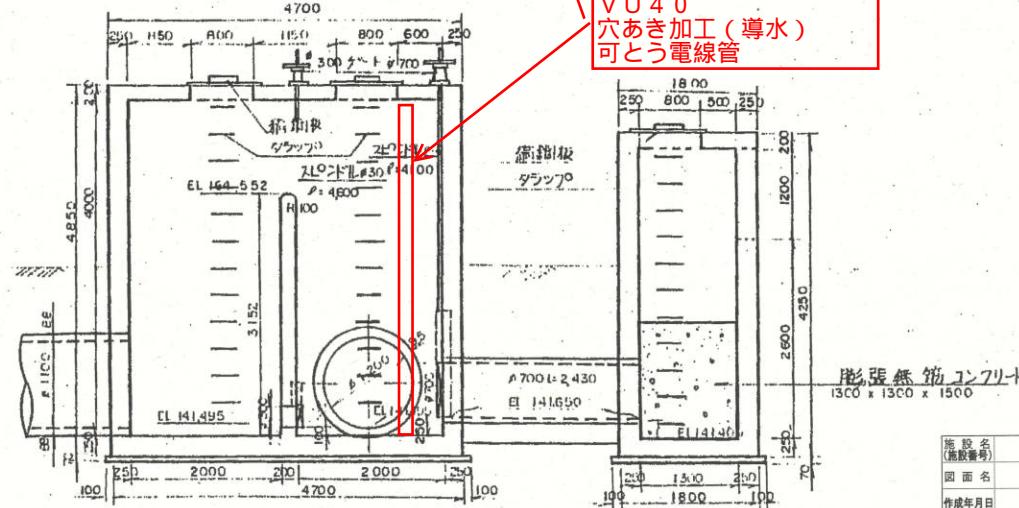
計	
測点	NO.223 + 26.36
引水口管	Φ 700
引水量	1,047
管路地	491.45



ピット蓋 1個所更新
2分割



水位計保護管設置
VU 40
穴あき加工(導水)
可とう電線管



施設名 (施設番号)	神崎幹線水路 (0625100090012)
図面名	構造図(本線)
作成年月日	令和 6年 3月
縮尺	5-36-1
作成者	近畿農政局 湖東平野農業水利事業所